

資料3

令和4年度奈良支部事業計画（案）について



(1) 保険者機能強化アクションプラン(第5期)のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン(第5期)においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追及していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を發揮することにより、「I. 加入者の健康度の向上」、「II. 医療等の質や効率性の向上」、「III. 医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(2) 保険者機能強化アクションプラン(第5期)における主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

(2) 戰略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上(健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用)
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上(アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など)【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

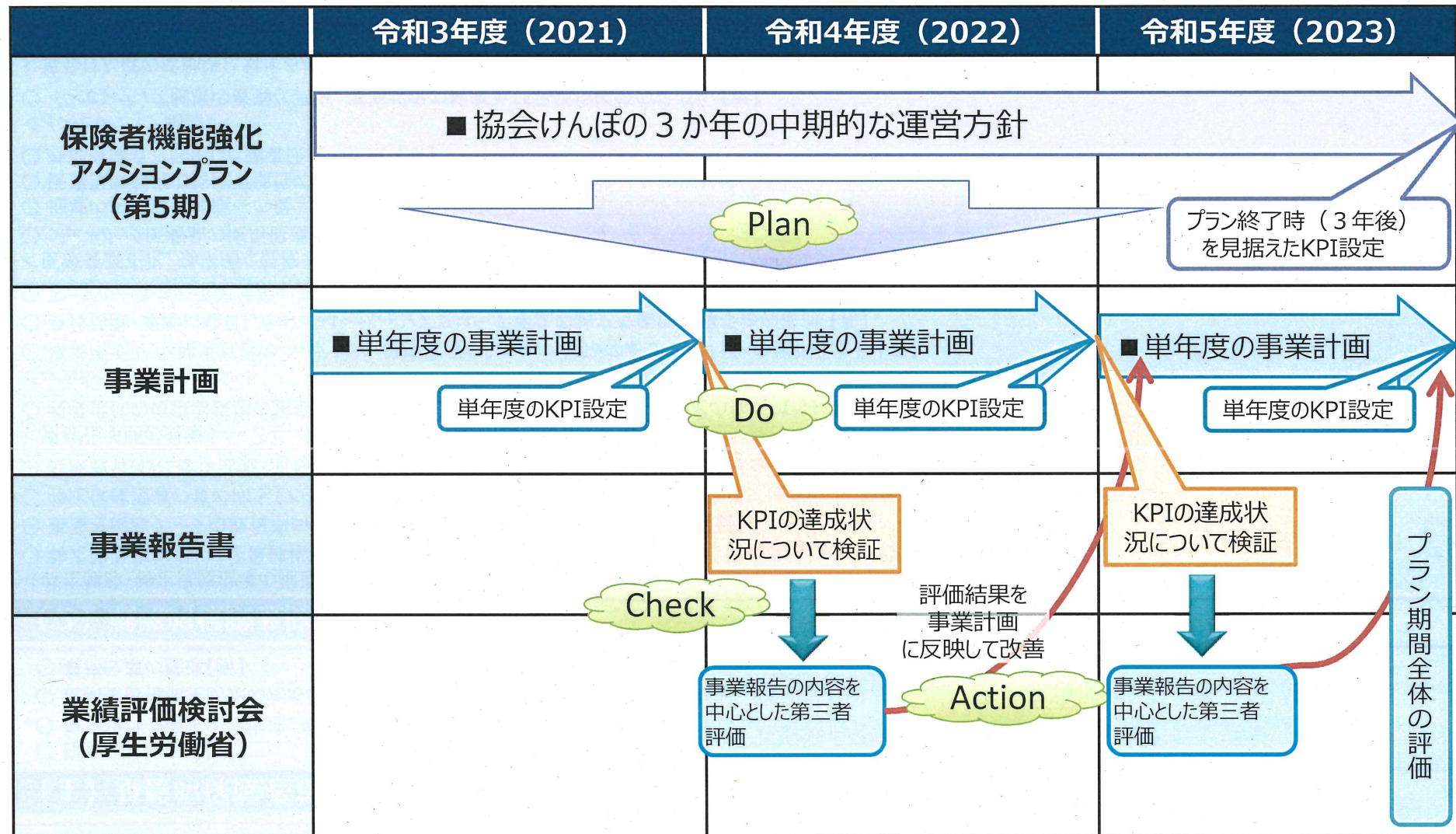
- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

(3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定とともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



(3-1)令和4年度奈良支部事業計画(案)

令和3年9月末時点状況と令和4年度のKPI

項目		R3年度KPI (重要業績評価指標)	R3.9末時点		達成状況	R4年度KPI
			目標	実績		
基盤的保険者機能	1 サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%	○	100%
	2 現金給付等申請に係る郵送化率	95.0%以上	95.0%	94.3%	×	95.5%以上
	3 レセプト点検査定率（基金合算）	0.318%以上	0.318%以上	0.278%	×	対前年度以上
	4 再審査レセプト1件当たり査定額【R3新設】	5,653円以上	5,653円以上	7,078円	○	対前年度以上
	5 柔整療養費の3部位15日以上申請割合	094%以下	094%以下	0.90%	○	対前年度以下
	6 資格喪失後1か月以内保険証回収率	91.95%以上	91.95%以上	86.56%	×	対前年度以上
	7 資格喪失後返納金債権回収率	59.59%以上	59.59%以上	44.80%	×	対前年度以上
	8 被扶養者資格確認書提出率	92.7%以上	下期実施	-	-	93.4%以上
戦略的保険者機能	9 生活習慣病予防健診受診率	51.8%以上	29.2%	22.6%	×	53.5%以上
	10 事業者健診データ取得率	14.5%以上	2.0%	2.8%	○	18.1%以上
	11 被扶養者特定健診受診率	31.5%以上	22.0%	17.8%	×	33.3%以上
	12 被保険者特定保健指導実施率	26.6%以上	13.3%	9.7%	×	32.6%以上
	13 被扶養者特定保健指導実施率	34.0%以上	16.9%	10.0%	×	34.2%以上
	14 受診勧奨後3か月以内医療機関受診率	12.5%以上	11.5%	-	-	12.4%以上
	15 健康宣言事業数	400事業所以上	371事業所	461事業所	○	540事業所以上
	16 ジェネリック医薬品使用割合	76.5%以上	75.36%	75.4%	○	78.2%以上
	17 健康保険委員会率	52.0%以上	52.0%	52.84%	○	53.0%以上
	18 医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	実施	実施	○	実施
組織・運営体制	19 一者応札案件割合	20.0%以下	20.0%以下	0%	○	20.0%以下

達成状況：達成○ 未達成× 未集計-

(3-2)令和4年度奈良支部事業計画(案)

分野	具体的施策等
令和4年度事業計画のコンセプト	<ul style="list-style-type: none">・協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。・この使命を実現するため、令和5年度まで3年間の中期計画である「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」と単年度の計画である事業計画を連動させ、各KPIを確実に達成することを目指す。・また、同じく令和5年度末に終了する「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」の終了時点で、各KPIを確実に達成することを目指す。・医療保険制度の持続性確保のため、中長期的な視点から健全な財政運営に努めるとともに、加入者及び事業主の皆様に、今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政についてご理解いただくため、協会決算や今後の見通し、インセンティブ制度に関する情報発信を行う。・奈良支部の令和4年度の重点事項は、事業所及び加入者の健康度向上、並びに全国比較において低位にある指標を中心とした次の4つとする。<ul style="list-style-type: none">➢ コラボヘルスの推進➢ 生活習慣病予防健診・事業者健診のデータ取得の実施率向上➢ ジェネリック医薬品の使用促進➢ 業務改革の推進に向けた取り組み・奈良支部の令和4年度のキーワードとして、「Simple（シンプル）分かりやすい、無駄のない」「Smart（スマート）洗練された、素早い」「Sincerity（シンセリティ）真摯さ・誠実さ」の3つの「S」を意識して事業を展開し、データ・ICT・コラボヘルス等の活用により、加入者の皆様へ効率良く「ベネフィット（利益）」をお届けする。

(3-3)令和4年度奈良支部事業計画(案)

1. 基盤的保険者機能関係	<p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。・奈良県等の会議及び協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
---------------	--

(3-4)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。 <p>i) 現金給付の迅速な支払い</p> <ul style="list-style-type: none">・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 <p>ii) 申請書の郵送化促進</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、任意継続セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。 <p>iii) お客様満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、課題である電話相談の満足度が向上するよう、引き続き、奈良支部の弱みを示した「電話対応自己チェックシート」を活用し対応の徹底を図る。また、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。 <p>■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <p>i) 現金給付審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険
--	---

(3-5) 令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>法に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。</p> <p>ii) 立入検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し必要に応じ事業主へ立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 <p>iii) 日本年金機構との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。 <p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・医療費適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を着実に実施する。・内容点検について、策定するレセプト内容点検行動計画に基づき、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効率的な活用とともに、手術等高額レセプトへの重点的な審査や各点検員のスキルの向上を図ることで、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額の向上に取り組む。・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく、支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システム導入効果等を踏まえ、協会本部により今後のレセプト点検体制のあり方の方針が示される予定となっていることから、この方針に沿って適宜支部のレセプト点検の対応を進める。 <p>■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>
--	---

(3-6)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>※電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <p>i) 受療者に対する照会の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 <p>ii) 疑義申請への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none">・傾向審査において縦覧点検を実施し、同一施術所における同一患者の負傷と治癒を繰り返す施術、いわゆる「部位ころがし」等の傾向があるものを重点的に審査し施術者への照会等により適正化を図る。・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。 <p>iii) 加入者への啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の標準化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・審査事務手順書に則った適正な審査を徹底する。・文書化された医師の再同意の確認や長期施術者等に対する文書照会を確実に実施する。また、不正が疑われる事案等は
--	---

(3-7)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>監督行政官庁（厚生労働省）へ情報提供を行うとともに、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施する。・事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知するため、本部から提供される未返納の多い事業所データ等の活用とともに、あらゆる広報媒体や健康保険委員研修会等を活用し積極的な広報を行う。・返納金債権等について、納付期限前の架電を徹底することにより債務者との早期接触を図り、不適正に使用された医療費等の早期回収に努める。・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。・再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する。・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。・債権進捗会議を毎月定期的に開催することにより、進捗状況の共有や課題・改善策についての検討を行い、今後の債権回収業務の推進を図る。 <p>■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険</p>
--	--

(3-8)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整※1により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする</p> <p>⑩ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none">オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
--	---

(3-9)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>⑪ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を目指す。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
--	--

(3-10) 令和4年度奈良支部事業計画(案)

2. 戰略的保険者機能関係	<p>戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標</p> <p>I 加入者の健康度向上 II 医療費等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>①データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。 上位目標に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回すことにより、効果的、効率的に施策を実施する。</p> <p>i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none">○ 加入者合計<ul style="list-style-type: none">・受診対象者合計：163,124人・受診（取得）見込者合計：101,277人・受診率目標：62.0%○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：122,601人）<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診 受診率 53.5%（受診見込者数：65,592人）・事業者健診データ 取得率 18.1%（取得見込者数：22,191人）○ 被扶養者（受診対象者数：40,523人）<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査 受診率 33.3%（受診見込者数：13,494人）○ 健診の受診勧奨対策<ul style="list-style-type: none">・特定健診受診率（生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査）の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診の受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度の計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、事業者健診データの取得促進に向けて、事業所に対して事業者健診データ提供依頼の勧奨を行う。 <p>■ KPI：特定健診実施率目標値 62.0%</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率を53.5%以上とする</p>
---------------	---

(3-11)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>② 事業者健診データ取得率を 18.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.3%以上とする</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none">・上期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人に対し、下期にダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。・分析・調査プロジェクトチームで、学識経験者の助言に基づいて、過去 3 年間の受診回数が 0 回と 1、2 回の未受診者の分類を行い、対象者に対して令和 3 年度に実施したアンケートの結果の属性を基に受診勧奨案内を行う。・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選出し、健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所訪問等の効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業主に対して、令和 5 年 3 月に発送する年次案内で、生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。・新規委託健診機関の増や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境充実に向けての行動計画を行う。 <p>【事業者健診データの取得】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者健診データの実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的にダイレクトメールで提供勧奨を上期に実施して、事業者健診データ取得促進を行う。・同意書提出済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期に提供を受ける体制を構築する。・奈良労働局等の関係機関と引き続き連携を図り、同意書の取得を推進する。
--	--

(3-12)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>【被扶養者の特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none">・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施により受診機会を充実させる。また、オプショナル検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題の洗い出しを行い、受診率向上に向けて対策の検討を行う。・集団健診受診の申し込みの受付について、従来から実施している返信用はがきの申し込み記載内容の簡略化等を行うことにより申し込みやすい環境を整備して受診率向上に努める。・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診促進により受診率向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none">○ 加入者合計<ul style="list-style-type: none">・特定保健指導対象者合計：19,238人・実施見込者合計：6,292人・実施率目標：32.7%○ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,970人）<ul style="list-style-type: none">・特定保健指導 実施率 32.6%（実施見込者数：5,858人） (内訳) 協会保健師実施分 29.6%（実施見込者数：5,319人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：539人）○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,268人）<ul style="list-style-type: none">・特定保健指導 実施率 34.2%（実施見込者数：434人）○ 保健指導の受診勧奨対策<ul style="list-style-type: none">・令和5年度の計画終了時に35%の実施率を達成できるよう、保健指導実施率の向上に最大限努める。 <p>■ KPI：特定保健指導実施率目標 32.7%</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の特定保健指導の実施率を32.6%以上とする②被扶養者の特定保健指導の実施率を34.2%以上とする
--	--

(3-13)令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>【被保険者への保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・アウトソースによる事業所への保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に、特定保健指導実施率向上を目的として、実施率向上の好事例の情報提供やトップセールスを実施する。併せて、課題の共有と解決策検討を実施する。・特定保健指導外部委託機関数を増加させ、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。・特定保健指導専門業者による外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。・Web会議システムを活用した協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。 <p>【被扶養者の特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・加入者の利便性などに配慮し、集団健診当日に初回面談を実施する等、身近な場所で保健指導を受けることができる体制を整備する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p>
--	--

(3-14) 令和4年度奈良支部事業計画(案)

	<p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（596人）</p> <ul style="list-style-type: none">・二次勧奨後の受診率を上げるために、外部委託による文書と電話による受診勧奨を行う。・一次勧奨域と他支部加入の対象者に対しては、本部受診勧奨の約1か月後に支部独自の回答書付き文書と、受診勧奨チラシを送付するとともに、未回答者に対しては再勧奨を行い受診率向上を図る。 <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p> <p>【未治療者への受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧及び血糖高値、かつ服薬がない未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。・健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業契約健診機関数を増やす。・特定健康診査の結果、血圧及び血糖高値の家族（被扶養者）に対して文書にて受診勧奨を実施する。・慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書で受診勧奨を実施する。 <p>【糖尿病性腎症重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none">・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携して奈良市在住勤加入者への保健指導を実施する。・奈良県下での実施については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りアウトソースにより実施する。 <p>【慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防】</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>
--	--

(3-15)令和4年度奈良支部事業計画(案)

②コラボヘルスの推進

- ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。
- ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、田原本町との連携をモデルケースとして、自治体、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、生保・損保会社等協力事業者との連携により健康経営の普及促進を図る。
- ・健康経営の推進及び健康経営優良法人認定事業所数の拡大を図るために、関係団体との連携によりセミナーを開催とともに、健康経営優良法人認定申請のサポートを事業所に対して行う。
- ・外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT (ZOOMなど) を活用した講座も利用できるようにすることにより、加入事業所に利用していただきやすい環境を整える。**また、生保・損保会社等協力事業者によるセミナーも併せて実施し、講座実施回数の拡大を図る。**
- ・健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介をテレビ・SNS等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。
- ・健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配布するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを強化する。

■ KPI：健康宣言事業所数を 540 事業所以上とする

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

(3-16) 令和4年度奈良支部事業計画(案)

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催並びに定期広報誌「けんぽ IZM (年4回)」による情報提供を行う。
- ・健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。
- ・支部内に広報委員会を立ち上げ、広報計画の策定、加入者等へのアンケート調査の実施など、効率的で効果的な広報が実施できる環境づくりを行う。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.0%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進

- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化し、低迷する県内ジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。
- ・ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配布することにより使用促進を図る。
- ・また、使用割合が低く影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。
- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナーを開催する。
- ・ジェネリック医薬品の使用やお薬の適正使用を促すため、「ジェネリック医薬品希望シール」や「お薬手帳」を事業所・加入者へ積極的に配布する。
- ・ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析し、プレスリリースなどによりタイムリーナ広報を行う。
- ・様々な世代の加入者へ、効果的な広報媒体を活用し（SNSを活用したインストリーム広告、新聞、デジタルサイネージ広